

はじめに

本書は、神戸学院法学41巻1号(2011年5月発行)、41巻2号(2011年9月発行)及び42巻1号(2012年6月発行)に掲載された「自白調書の信用性について(1～3・完)」と題された拙稿に手を加えて、一冊の本にまとめたものである。

氷見事件では、虚偽自白等に基づいて有罪判決が確定し、服役したが、出所後に真犯人があらわれたために再審が開始され、無罪が言い渡された。宇和島事件では、虚偽自白等に基づいて起訴がなされ、公判で懲役3年6月の求刑がなされたが、真犯人があらわれたことから、改めて無罪論告が行われ、無罪判決が言い渡された。宇都宮事件では、虚偽自白等に基づいて起訴がなされたが、真犯人があらわれたことから、無罪論告が行われ、無罪判決が言い渡された。これらの社会の耳目を集めた刑事裁判が契機となって、「供述証拠評価の心理学的方法に関する研究会」が立ち上げられ、心理学者、法学者及び弁護士等からなる共同研究が2008年9月から3年間かけて行われた。筆者もこの共同研究に参加し、刑事訴訟法学の立場から分担研究を行った。それが本研究である。

神ならぬ人間は過ちを犯すことが避けられない。問題は、過ちを犯した場合、この過ちにどう向き合うかである。過ちを率直に認めるか否か。過ちの原因究明に努めるか否か。この原因究明に基づいて、従前のやり方を真摯に見直し、抜本的な再発防止策を立てるか否か。この再発防止策の誠実な実施に努めるか否か。これらのうちのいずれを選択するかで、過ちの意味は大きく異なることになる。

歴史を紐解くと、アンシャン・レジームの墨守に回った人も少なくなかったことは確かである。しかし、アンシャン・レジームはその繰り返す過ちの故に歴史の闇の中に消えて行かざるを得なかった。そして、これに代わって、過ちを認め、これと真摯に向き合う人間の理性と感性が人類の進歩を切り開いてきた。人類の歴史が示すのは、このような事実である。その意味では、人類が長年にわたって多くの犠牲者を対価として築き上げてきた「文明」とは、「教訓

の事例集」だといってよい。人類史上、最大の過ちともいうべき二度にわたる世界大戦についても、我々は次のような防止策を遵守することを誓っているのである。

「われら連合国の人民は、／われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、／基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、／正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、／一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること並びに、このために、／寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、／国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、／共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によつて確保し、／すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、／これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。」(国際連合憲章前文)

このように人類は過ちを犯す毎に「法」を制定し、再発防止策を社会規範化するとともに、その真摯な実施を保障することに努めてきた。「法」の真のレゾン・デートルも、この社会規範化と保障に求められる。法学が、ギリシャ、ローマ以来、神学、哲学、文学、医学と並んで、「文明」の幹の一つとされてきた所以である。

この「法」の適用を専掌する裁判所及び裁判官には、当然のことながら、他の機関、専門家にも増して、過ちに真摯に向き合う態度とそのための理性・感性が要求される。過ちに真摯に向き合わない裁判所、裁判官に、「法」、ひいては「文明」の守護者という役割を委ねることはできない。

それでは、日本の裁判所、裁判官の場合、この点はいかがであらうか。残念ながら、国及び司法の犯した過ちに真摯に向き合ってきたとはいえない。国及び司法の犯した過ちを率直に認めることを避けようとする。過ちの原因究明に努めることも避けようとする。これまでのやり方を真摯に見直し、抜本的な再発防止策を立てることも避けようとする。日本国憲法が保障する司法権の独立、裁判官の独立は「独善」を少しも意味しないが、裁判所、裁判官が「無謬性の神話」に支配されているという状況は戦後も何ら変わっていない。このように

思うのは、必ずしも筆者だけではなかろう。多くの国民、市民がそのような認識を持っている。にもかかわらず、裁判所、裁判官はそのことに気づいていない。「無謬性の神話」が司法に対する国民、市民の信頼をつなぎ止めていると誤解している。そして、そのことが、過ちを犯すこと以上に、司法に対する国民、市民の信頼を傷つけている。

今、日本の裁判所、裁判官にまず何よりも求められるのは、「無謬性の神話」から自らを解き放つことではないか。そして、国及び司法の犯した過ちを認め、この過ちに真摯に向き合うことではないか。過ちを自ら検証し、自ら再発防止策を講ずることではないか。それは、国及び司法が犯した過ちによって回復不可能な人権侵害の被害を蒙った数多くの人たちに対するせめてもの償いであろう。

誤判によって死刑が確定し、死刑が執行された事件は、他国ではいざ知らず、日本では皆無だと言い切れるのだろうか。氷見事件、宇都宮事件、宇和島事件がいみじくも示しているのは、それが存在することの抽象的な可能性ではなく高度の蓋然性である。

無実の人を誤って死刑に処したという事実が明らかとなった場合、裁判所、裁判官はどのような責任を取るのだろうか。亡くなった人を生き返らすことができない以上、責任を取れないのではないか。取れないとすれば、せめて再発防止に全精力を傾注すべきではないか。

民主主義というのは、国政について国民、市民が保護の客体でも傍観者でもあってはならないということである。国政の最終的な責任者でなければならぬということである。とすれば、裁判所、裁判官に上のような検証を迫るのも、国民、市民の権利であり義務でもあろう。本書がこの権利、義務を果たす上でその一助になり得たとすれば何よりの幸せである。

なお、本書は、神戸学院大学法学研究叢書として、同大学からの出版助成を受けて刊行された。また、法律文化社の掛川直之氏に編集の労をおとりいただいた。記して謝意を表したい。

2013年12月

内田 博文